

平成 23 年 10 月 20 日 国空航第 305 号（制定）

令和 6 年 3 月 27 日 国空安政第 2949 号、国空無機第 238226 号（最終改正）

## 航 空 局 長

### 災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、回転翼航空機による緊急救援活動が震災発生直後から実施されたところである。

今後、同様な災害が発生した場合に、航空機による救援活動の円滑化を更に進める必要があることから、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 24 条第 1 項に基づく非常災害対策本部が設置された場合、同法第 28 条の 2 第 1 項に基づく緊急対策本部が設置された場合その他航空局長が必要と認めた場合等航空機による救援活動が必要な場合において、救援活動に従事する航空機に関する空港等以外の場所における離着陸に係る航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 79 条ただし書の許可申請、最低安全高度以下の飛行に係る法第 81 条ただし書の許可申請及び物件投下に係る法第 89 条ただし書の届出については、以下のとおり取り扱うこととする。

#### 1. 法第 79 条ただし書の許可申請及び法第 81 条ただし書の許可申請について

- (1) 法第 79 条ただし書の許可申請及び法第 81 条ただし書の許可申請については、申請者からの電話による連絡をもって、これらの許可申請として取り扱うものとする。ただし、やむを得ない事由により、事前に連絡することができない場合には、事後速やかに連絡すればよいものとする。
- (2) (1) の申請をした者は、当該申請した内容を記載した申請書（様式 1 又は 2）を後日提出するものとする。なお、この場合、申請日は（1）の申請をした日とする。
- (3) 申請者が航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 176 条各号に掲げる航空機を除く航空機の運航者である場合には、救援活動を行う期間内における空港等以外の場所における離着陸又は最低安全高度以下の飛行について、具体的な場所若しくは回数又はその両方を特定しない包括的な許可申請を行うことがで

きるものとする。

この場合にあつては、申請者の救援活動における実績等から、安全上問題がないと安全部安全政策課長が認めるときは、許可するものとする。

- (4) 電話により申請を受理した場合は、口頭により許可又は不許可の処分を行うことができる。ただし、口頭により許可を行う場合においては、速やかに申請者に対し、許可書（様式3又は4）を交付するものとする。

## 2. 法第89条ただし書の届出について

- (1) 届出をする者からの電話による連絡をもって、当該届出として取り扱うものとする。ただし、やむを得ない事由により、事前に連絡することができない場合には、事後速やかに連絡すればよいものとする。
- (2) (1)の届出をした者は、当該届け出た内容を記載した届出書（様式5）を後日提出するものとする。なお、この場合、届出日は（1）の届出をした日とする。
- (3) 届出をする者が航空法施行規則第176条各号に掲げる航空機の運航者である場合には、救援活動を行う期間内における物件の投下について、具体的な場所若しくは回数又はその両方を特定しない包括的な届出を行うことができるものとする。この場合には、以下の事項を届け出ることにより足りる。
- ① 届出をする者の氏名又は名称
  - ② 公共機関の依頼により救援活動を行う航空機の運航者である場合にはその旨及び公共機関の名称
  - ③ 具体的な場所若しくは回数又はその両方を特定しない包括的な届出である場合にはその旨
- (4) (3)の運航者以外の者であつて、届出をする者の救援活動における実績等から安全上適切に物件を投下できると安全部安全政策課長が認めるものについては、(3)の例に準じて取り扱うことができる。

## 附 則

1. この通達は、平成23年10月20日から適用する。
2. 「東北地方太平洋沖地震に係る救援活動における航空法第89条ただし書の届出等に関する処理要領」（平成23年3月17日付、国空航第1366号）及び「平成23年台風12号による大雨災害に係る救援活動における航空法第89条ただし書

の届出等に関する処理要領」(平成23年9月5日付、国空航第165号)は、廃止する。

附 則 (令和2年12月22日付、国空航第2715号)

この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日付、国空航第3037号)

この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日付、国空安政第2949号、国空無機第238226号)

この改正通達は、令和6年3月29日から施行する。

### 飛行場外離着陸許可申請書

年 月 日

〇〇航空局長 〇〇〇〇 殿

〇〇空港事務所長 〇〇〇〇 殿

氏名又は名称 及び 住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名	
緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号	

航空機が飛行場以外の場所に離着陸することについて、航空法第 79 条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

航空機	型式	
	国籍	
	登録記号	
離着陸の日時		
離着陸の場所 <small>所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること</small>	離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場内の区域）の実測図	
	離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図	
	進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図	
離着陸の理由		

事故を防止するための措置		
飛行計画の概要	飛行の目的	
	日 時	
	経 路	
操 縦 者	氏 名	
	資 格	定 期 ・ 事業用 ・ 自家用
その他参考となる事項		

### 最低安全高度以下の高度での飛行許可申請書

年 月 日

〇〇航空局長      〇〇〇〇 殿  
〇〇空港事務所長   〇〇〇〇 殿

氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名	
連絡先	

航空機が最低安全高度以下の高度で飛行（低空飛行）することについて、航空法第81条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

航空機	型式	
	国籍	
	登録記号	
飛行計画の概要	飛行の目的	
	日時	
	経路及び高度 (経路及び高度を表示するほか、右に掲げる事項を記載した図面を添付すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経路上の飛行高度</li> <li>・低空飛行を実施する地点又は地域</li> <li>・利用可能な不時着陸地点及び低空飛行実施場所から当該不時着陸地点に至るまでの間における障害物並びに人又は家屋の密集の程度</li> </ul>
低空飛行をする理由		
操縦者	氏名	
	資格	定期 ・ 事業用 ・ 自家用
同乗者	氏名	
	同乗の目的	
その他参考となる事項		

第 号

許 可 書

殿

年 月 日付け 第 号で申請のあった飛行場以外の  
場所における離着陸は、航空法第 79 条ただし書の規定により、下記の条件を付し  
て申請のとおり許可する。

記

航空機の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全に影響を及ぼすよ  
うな重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し又は新たに条件を付加す  
ることがある。

年 月 日

〇〇航空局長

〇 〇 〇 〇 印

〇〇空港事務所長

(注) 申請書に文書番号の記載がある場合に限り、本許可書にもそれを記載するものとする。

第 号

許 可 書

殿

年 月 日付け 第 号で申請のあった  
最低安全高度以下の高度における飛行は、航空法第 81 条ただし書の規定により、  
下記の条件を付して申請のとおり許可する。

記

航空機の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全に影響を及ぼすよ  
うな重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し又は新たに条件を付加す  
ることがある。

年 月 日

〇〇航空局長

〇 〇 〇 〇 印

〇〇空港事務所長

(注) 申請書に文書番号の記載がある場合に限り、本許可書にもそれを記載するものとする。

# 物 件 投 下 届 出 書

年 月 日

〇〇空港事務所長 〇〇〇〇 殿

氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名	
連絡先	

航空機から物件を投下したいので、航空法第 89 条ただし書の規定に基づき、下記  
のとおり届け出ます

記

航 空 機	型 式	
	国 籍	
	登 録 記 号	
飛 行 の 概 要	目 的	
	日 時	
	経 路 高 度	別添平面図のとおり。
物件投下の目的		
物 件 の 概 要	名 称	
	形 状 (規格)	
	重 量	
投 下 場 所	(投下地点又は投下地帯及びその周辺の人又は家屋の密集程 度は別図のとおりである。	

地上又は水上の人 又は物件に対する 危害予防措置			
操縦者	氏名		
	資格	定期・事業用・自家用	
その他 参考と なる事 項			